

参議院文教科科学委員会における水岡議員の質問と阿部文科大臣の回答【概要】

【水岡議員】全ての学校に保健室が設置されているが、全ての保健室に養護教員が配置されているわけではない。例えば 800 人ほどの学校にも一人。複数配置基準に満たない学校であれば、養護教員は一人で頑張らなければならない。養護教員の仕事は忙しいということは言うまでもない。アレルギー対応、けがの緊急対応、熱中症の対応など。教室に入れない子もくる。一人で 800 人、これをどう思うか。

【阿部大臣】子どもたちにしっかりと目を向けていながら、様々な人員配置が必要と考える。養護教員の中でも看護の資格を持っている人ともっていない人がいる中で、計画的に配置改善を行ってきた。複数配置の基準に関しても緩和を行っている。複雑化する学校の環境に対応していくために、全体の学校の指導、運営体制、養護教諭だけじゃない形でしっかりとどう考えていくかを一緒に考えたい。

【水岡議員】養護教諭も一人の公務員であるから、有給休暇があり、保証されている。大変な対応の中養護教諭が休めるように、複数配置を含め、定数の問題を大臣にしっかりと考えてもらいたい。

例えばアレルギー対応のことについても、学校ではエピペン®を持っている子に対応しており、緊急的に使うものとしてその対応を文科省は示している。また、てんかんの発作時に使うブコラム®について、「4つの条件」が示されている。文科省・厚労省は「4つの条件」を満たす場合には医師法に違反しないという通知はあるが、本当に違反しないのか。

【阿部大臣】児童生徒がてんかんの発作を起こし生命が危険な状態にあるとき、緊急やむを得ない場合に、投与できることについて個別に厚労省と協議した。製薬会社のガイドブックは出ているので、これを周知して学校の対応が組織的かつ円滑に行われるよう、努めたい。

【水岡議員】今の答弁はあまりにもきれいごとすぎるのではないかと。医師法 17 条の違反ということについて、厚労省と文科省がやりとりをした、ということ。ブコラム®については救急隊員が投与できないと書いてある。学校は、何も資格のない人がこれをやっていると、厚労省と文科省は言っている。これをどう考えるのか。

【阿部大臣】救急救命士の件に関しては、厚労省の所管になるので回答は控えさせていただく。学校における対応に関しては、文科省と厚労省で協議した結果、教職員が一定の条件の下で対応できるものとさせていただいた。

【水岡議員】文科省の対応が本当に医師法 17 条違反に問われないことを保障できるのか疑問だ。アレルギー対応の時は、文科省はガイドラインを出して緊急時の対応等を示している。なぜ、このブコラム®についてはガイドラインを出さないのか。

【阿部大臣】製薬会社のガイドブックについて周知することで、学校現場の対応が組織的かつ円滑に行われるよう努めていく。

【水岡議員】それは文科省の努力がたりないのでは。もっといえば不作為ではないのか。やればいいじゃないですか。死に至るような子どもたちに対応する教職員のために、しっかりとした裏付け、手順をしっかりと示すことが望まれている。大変な場面に当たったとき、判断を誤るかもしれない。だから、チェックシートとかがある。これはぜひ必要だと考える。緊急時の薬品の投与について、チェックシート等をつくっていくということを検討してもらいたい。

【阿部大臣】委員の指摘について、しっかりと受け止めさせてさせていただく。

【水岡議員】学校での集団フッ素洗口について、ずっとこの委員会でも議論してきた。学校

でフッ素洗口をしなければならないという根拠はない。文科省が学校に求める業務としていないのに、なぜ行おうとするのか。

【阿部大臣】学校における集団フッ化物洗口については、各自治体で判断される事柄である。実施にあたっては、関係者間での役割分担をも含めて考えている。厚労省通知によれば、むし歯予防効果があり安全性も確保されている。

【水岡議員】やらなければいけないという、学校の業務としてとり扱う根拠はどこにあるのかとうかがっている。

【阿部大臣】各自治体または学校の判断により実施されている。学習指導要領に基づき教科として教育活動に位置づけるならば教員の職務になると考える。

【水岡議員】そういった「もしも」ということで通知を出すことは少なからずインセンティブになる。なのでこれを文科大臣として、文科省としてどう考えるのかは極めて重要である。フッ素そのものは劇薬である。この劇薬を（資格のない人が）扱うこと、調剤するという事は薬事法で禁止されているが、文科省としては手だてを組んでおられる。だが、現場に薬剤師がきて、確認をしている、とまさか大臣は思っておられないか。

【阿部大臣】文科省は都道府県教育委員会等に対して、市町村の歯科保健担当部局、保健センター、歯科医師会や薬剤師会の協力、医薬品等販売会社への業務委託など、関係者間で適切な役割分担を検討して、教職員の負担軽減に配慮するように依頼しているところ。

【水岡議員】それは納得できない。責任は全て地方公共団体に押し付けているように感じる。事故が起こったときの責任問題も同じ。希釈の間違いなどの事故もあり、それを未然に防ぐためにはどうしたらいいか、もうその正当性も疑われている。学校の業務として認めていないのだから、やめましょう。

- ・現在、養護教諭の採用試験において看護師免許の有無で優遇される事例があり、養護教諭の職務確立の上で分断が起こるのではないかと、文科省と協議をしましたが「各自治体の考えである」との回答がありました。今回の答弁の中で「看護師免許の有無」という言葉がありましたので、その真意について再度協議を続けていきます。
- ・緊急時における教職員等における薬品投与については、文科省から通知発出後から現場で使いやすいガイドラインやチェックシート等の策定を求め、協議・要請を続けています。また、教職員等や認定こども園等の職員にも投与を求めるならば、まず救急救命士の「救急救命の範囲」に入れるよう、今後も関係省庁と協議を続けていきます。
- ・学校における集団フッ素洗口については、学校で実施しないよう、今後も協議・要請を続けていきます。

日教組養護教員部は、今後も日政連議員と連携して国会対策を行います。各単組の養護教員部におかれましても、単組と連携をはかりとりくみをお願いします。

日本教職員組合 養護教員部長 安村 美代